

証券コード 8139
(発信日) 令和6年6月12日
(電子提供措置開始日) 令和6年6月6日

株主各位

東京都台東区上野一丁目15番3号

株式会社 ナガホリ

代表取締役社長 長 堀 慶 太

第63期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第63期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本定時株主総会に提出されている議案には当社提案（第1号議案から第3号議案まで）と株主からの提案（第4号議案）の双方が含まれておりますのでご留意ください。各議案の内容は株主総会参考書類に記載のとおりであります。

当社取締役会は、株主から提案された第4号議案について 反対しております。当社取締役会の株主提案議案に対する考え方は、後記61頁から63頁に記載しております。

本定時株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスいただき、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.nagahori.co.jp>

（上記ウェブサイトアクセスいただき、メニューより「IR情報」「定時株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

【第63期定時株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8139/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ナガホリ」又は「コード」に当社証券コード「8139」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、書面により議決権を行使される株主の皆様におかれましては、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和6年6月26日（水曜日）営業時間の終了の時（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 令和6年6月27日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都台東区池之端一丁目4番1号
東天紅上野店 6階 ルナホール
昨年の定時株主総会と同じ東天紅上野店ですが、階及び会場が異なりますので、お間違えのないようお願い申し上げます（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項 報告事項

第63期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告、計算書類、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 監査役1名選任の件
- 第3号議案 リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新の件

<株主提案>

- 第4号議案 剰余金の処分の件

第1号議案から第3号議案は会社提案議案です。
第4号議案は株主提案議案です。

当社取締役会は第4号議案に **反対** しております。
当社取締役会の意見にご賛同いただける株主様におかれましては、**第4号議案**に「**反対**」の議決権行使をしていただきますよう、お願い申し上げます。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知と併せてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本定時株主総会においては、書面交付請求の有無に拘らず、一律に電子提供措置

事項を記載した書面をお送りいたします（但し、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。）。なお、監査役及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。

① 事業報告の業務の適正を確保するための体制等の概要及び株式会社の支配に関する基本方針

② 連結計算書類の連結注記表

③ 計算書類の個別注記表

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前記のインターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

◎ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合には、第1号乃至第3号議案については賛成の意思表示があったものとして、第4号議案については反対の意思表示があったものとして、それぞれお取り扱いいたします。

◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として委任することができます。但し、代理権を証明する書面（委任状）とともに、以下の①から③のいずれかの書類のご提出が必要となります。

① 委任された株主様の議決権行使書の用紙

② 代理権を証明する書面に押印された印鑑の印鑑証明書（3か月以内に発行されたものに限ります。）

③ 委任された株主様（個人株主に限ります。）の、旅券（パスポート）、運転免許証、又は各種健康保険証の写しその他の本人確認資料（全国株懇連合会理事会在2020年10月16日付けの決定により改正した株主本人確認指針3条に「株主本人確認資料」として記載されているものに限ります。）

本定時株主総会における議決権行使の公正性を害する行為への対応について

万が一、株主様（第4号議案の提案株主であるリ・ジェネレーション株式会社に限られません。）が、①QUOカードその他の金品を配布して委任状や議決権行使の勧誘を行う等、経済的利益の提供と引換えに又はそれを誘引として委任状を取得し、又は議決権行使書等による議決権行使を促す方法、②委任状の勧誘の際に、当社のロゴを利用する等して株主に当社からの勧誘であると誤解を生じさせるおそれのある表現を用いて、委任状を取得する方法、その他の不正な方法を用いて、委任状や議決権行使書等による株主の議決権行使に不当な影響を及ぼした事実（以下「本不正行為」といいます。）が客観的に確認された場合には、本定時株主総会における議決権行使の公正性を害するものとして、本不正行為により取得された委任状に基づく議決権行使、及び本不正行為を受けてなされた議決権行使書等による議決権行使は、いずれも無効として取り扱う場合がございますのでご注意ください。

なお、株主の皆様において、本不正行為が行われていることを認識した場合には、以下のご連絡先までご連絡ください。

《ご連絡先》 〒110-8546

東京都台東区上野 1 丁目15番 3 号

株式会社ナガホリ 総務部

TEL :03-3832-8266

FAX :03-3832-8270

Email:naga_ir@nagahori.co.jp

※本不正行為が確認された場合等には、下記の当社ウェブサイトでお知らせいたします。

《当社ウェブサイト》<https://www.nagahori.co.jp/>

事業報告

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策の解除とともに、感染法上の位置づけも5類に移行されたことで、景気回復への動きが進んでいます。しかしながら、国内物価の高止まりや国内外の金融政策、為替変動の影響への懸念、ウクライナ情勢、中東地域を巡る地政学的リスクなど、依然として先行き不透明な状況が続いております。

ジュエリー業界におきましても、新型コロナウイルス感染症による制限が緩和されたことで個人消費は持ち直しの動きがみられました。一方、円安や、ロシアによるウクライナ侵攻の長期化等のジュエリー商品への影響など、先行き不透明な状況が続いております。

このような環境の下、当社グループは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドに重点的に経営資源を投下する「選択と集中」の方針のもと、自社催事や顧客催事等の販売活動に取り組みました。「メゾン ド ナディア」の銀座の路面店や「スカヴィア」の帝国ホテル東京本館1階店舗での営業展開とともに、商品力強化のための広告宣伝、新たに名古屋地区の百貨店店舗事業への出店等、販売増に取り組みました。また、財務の安定のため当座貸越契約を継続しつつ、販売増につながる商品仕入や販売催事の積極展開等への支出により販売強化を図りました。さらに、金製品の需要拡大のなか、小判のヒット商品に恵まれたことや旺盛な海外需要への対応、グループ内での販売商品製造強化、地金製品販売や小売店舗販売などのグループ子会社各社の販売展開においても好調に推移しました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は218億20百万円（前期比23.5%増加）、営業利益は10億22百万円（同86.8%増加）、経常利益は9億98百万円（同85.7%増加）と予想を上回る黒字を確保しましたが、リ・ジェネレーション株式会社その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況を踏まえた緊急対応及び関連する株主対応等に係るアドバイザリー費用2億69百万円を特別損失に計上したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益5億19百万円（同755.5%増加）となりました。

セグメント別に見ますと、宝飾事業におきましては売上高は216億91百万円（前期比23.6%増加）、セグメント利益9億38百万円（同100.0%増加）となりました。貸ビル事業におきましては売上高（外部顧客）は79百万円（同1.5%減少）、セグメント利益59百万円（同1.3%増加）となりました。太陽光発電事業の売上高は49百万円（同12.9%増加）、セグメント利益24百万円（同25.3%増加）となりました。

セグメント別売上実績（外部顧客）

（単位：百万円）

区 分	前連結会計年度 自令和4年4月1日 至令和5年3月31日		当連結会計年度 自令和5年4月1日 至令和6年3月31日		増 減	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	比率
		%		%		%
宝飾事業	17,548	99.3	21,691	99.4	4,142	23.6
貸ビル事業	81	0.5	79	0.4	△1	△1.5
太陽光発電事業	43	0.2	49	0.2	5	12.9
売上高合計	17,673	100.0	21,820	100.0	4,146	23.5

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はございません。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき事項はございません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第60期 (令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで)	第61期 (令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで)	第62期 (令和4年4月1日から 令和5年3月31日まで)	第63期 (当連結会計年度) (令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで)
売 上 高	百万円 16,295	百万円 16,927	百万円 17,673	百万円 21,820
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する 当期純損失（△）	百万円 △331	百万円 163	百万円 60	百万円 519
1株当たり当期純利益 又は1株当たり 当期純損失（△）	円 △21.62	円 10.69	円 3.96	円 33.91
総 資 産	百万円 23,607	百万円 23,863	百万円 24,174	百万円 25,474
純 資 産	百万円 11,960	百万円 12,059	百万円 12,128	百万円 12,724
1株当たり 純 資 産	円 779.93	円 786.37	円 790.87	円 829.78

(5) 重要な子会社の状況（令和6年3月31日現在）

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ソマ株式会社	百万円 100	% 100.0	貴金属製造加工卸
ナガホリリテール株式会社	100	100.0	宝飾品小売
エスジェイジュエリー株式会社	259	100.0	宝飾品製造、卸売、輸出入
株式会社 仲庭時計社	30	100.0	時計・宝飾品卸売、小売
長堀（香港） 有限公司	百万HK\$ 5	100.0	宝飾品卸売

(注) 当社の議決権比率は、上記の当社の出資比率と同じであります。

(6) 対処すべき課題

次期の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の影響は沈静化したものの、インフレ動向やウクライナ情勢、中東地域を巡る地政学的なリスクへの懸念等、先行きの不透明な状況が続いており、予断を許さない経営環境が続くものと思われまます。

このような状況を踏まえ、百貨店等の富裕層向け商品の充実を図るとともに、ナガホリグループ販売商品の内製化や事業提携先との取引深耕の推進による収益力の強化を図ってまいります。また、自社ブランド商品の販売促進や直営店による販売、宣伝活動やOEM (Original Equipment Manufacturing) 販売の強化とともに、販管費等の効率化による収益力向上に取り組んでまいります。

また、中期経営計画において掲げております『ブランド育成・強化』につきましては、令和5年4月にグランドオープンいたしました当社の旗艦店「メゾンド ナディア」と同年5月に帝国ホテル東京本館1階にオープンしたイタリア・ミラノのオートクチュールジュエリーブランド「スカヴィア」の日本における旗艦店「スカヴィア本店」によるブランド認知度向上、販売強化を推し進め、『新販路の開拓』につきましては、令和6年4月に銀座の百貨店店舗に出店しており、中期経営計画に基づく販売政策、商品政策を実行してまいります。

また、社内においては令和7年3月期の次期基幹システム導入、稼働を見据え、業務フローを見直し、新体制の構築を図ることで生産性の向上を図ります。

グループ戦略については、グループ会社各社がそれぞれの収益性指標及び生産性指標を定め、各社の特性・強みを活かした営業戦略を確実に実行してまいります。具体的には、製造から販売までの機能を持つナガホリグループ各社の強みを生かし、販売商品の内製化や事業提携先との取引深耕をさらに進めることで、魅力ある商品をより効率的に提供できるよう、体制強化を図ってまいります。また、グループ内で企業活動に適応した人員政策を戦略的に展開します。併せて安定的な収益を目指した貸ビル事業の強化を図り、グループの持続的成長を可能とする事業基盤の強化を進めてまいります。

これら各種施策・計画を継続的に実施することで、企業価値の向上及び持続的な成長、株主利益の確保・向上に努めてまいります。

(7) 主要な事業内容 (令和6年3月31日現在)

当社グループは、当社及び連結子会社5社で構成されており、貴金属・宝飾品等の卸・製造加工及び国内・国外販売、貸ビル事業並びに太陽光発電事業を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場 (令和6年3月31日現在)

本社 東京都台東区上野一丁目15番3号

名 称	所 在 地
大阪支店	大阪府中央区
アトリエドモバラ	千葉県茂原市
ソマ株式会社	福島県相馬市
ナガホリリテール株式会社	東京都台東区
長堀(香港)有限公司	中国香港特別行政区
エスジェイジュエリー株式会社	東京都台東区
株式会社仲庭時計店	大阪府中央区

(9) 従業員の状況 (令和6年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメントの名称	従業員数(名)	前連結会計年度末比(名)
宝飾事業	484 (88)	12 (△1)
貸ビル事業	- (-)	- (-)
太陽光発電事業	- (-)	- (-)
合計	484 (88)	12 (△1)

(注)・従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前事業年度末比(名)	平均年齢	平均勤続年数
305 (61)	10 (△3)	47歳5か月	14年5か月

(注)・従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (令和6年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社りそな銀行	4,257百万円
株式会社みずほ銀行	1,845百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,725百万円
株式会社常陽銀行	1,040百万円
株式会社北陸銀行	500百万円
株式会社七十七銀行	500百万円

2. 株式の状況（令和6年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
- ② 発行済株式の総数 16,773,376株（自己株式1,438,307株を含む）
- ③ 株主数 2,090名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
リ・ジェネレーション株式会社	1,772千株	11.56%
有限会社エムエフ長堀	1,180	7.69
布 山 高 士	972	6.34
長堀クリエイト株式会社	800	5.22
株式会社りそな銀行	766	5.00
SCBHK AC EVERBRIGHT SECURITIES INVESTMENT SERVICES (HK) LIMITED-CLIENT AC	580	3.78
長 堀 守 弘	573	3.74
野 村 株 式 会 社	567	3.70
長 堀 慶 太	525	3.43
鶴 田 亮 司	410	2.67

- (注) 1. 持株比率は自己株式1,438,307株を控除して計算しております。
2. 当社は自己株式1,438,307株を保有しておりますが、上記大株主には含めておりません。
3. 上記大株主の長堀守弘氏は、令和5年12月26日に逝去されましたが、令和6年3月31日現在において相続手続きが未了のため、同日現在の株主名簿に基づき記載しております。

3. 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（令和6年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	長 堀 慶 太	ソマ株式会社代表取締役社長 長堀（香港）有限公司取締役 エスジェイジュエリー株式会社代表取締役会長 株式会社仲庭時計店取締役 ナガホリリテール株式会社取締役
常務取締役	吾 郷 雅 文	管理本部長 エスジェイジュエリー株式会社取締役 ナガホリリテール株式会社取締役 長堀（香港）有限公司取締役 株式会社仲庭時計店取締役
取締役	白 川 文 彦	株式会社仲庭時計店代表取締役社長
取締役	中 尾 直	商品本部長 ソマ株式会社取締役
取締役	新 井 日 出 夫	営業本部長
取締役	富 樫 直 記	株式会社クレディセゾン社外取締役 TG Partners株式会社代表取締役パートナー
取締役	長 沢 伸 也	早稲田大学ビジネススクール（大学院 アジア太平洋研究科。現、大学院 経営管理研究科）教授 早稲田大学大学院商学研究科博士後 期課程商学専攻マーケティング・国 際ビジネス専修教授
取締役	洲 桃 麻 由 子	すもも法律事務所代表弁護士 地主アセットマネジメント株式会社 コンプライアンス委員会外部委員 東京都下水道サービス株式会社社外監査役 株式会社リセ社外監査役
常勤監査役	中 林 英 樹	ソマ株式会社監査役 株式会社仲庭時計店監査役 ナガホリリテール株式会社監査役 エスジェイジュエリー株式会社監査役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
監査役	佐藤亮輔	佐藤亮輔税理士事務所
監査役	岩上和道	公益財団法人日本サッカー協会顧問 一般社団法人日本女子サッカーリーグ 顧問

- (注) 1. 当期中の取締役の異動は次のとおりであります。
- (1) 令和5年6月29日開催の第62期定時株主総会において、中尾直氏及び新井日出夫氏は取締役新たに選任され就任いたしました。
 - (2) 令和5年6月29日開催の第62期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により、川村忠男氏が取締役を退任いたしました。
2. 取締役富樫直記氏、長沢伸也氏及び洲桃麻由子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 3. 監査役中林英樹氏、佐藤亮輔氏及び岩上和道氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 4. 監査役中林英樹氏は、長年に亘る金融機関での豊富な経験等から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 監査役佐藤亮輔氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 6. 当社は、取締役富樫直記氏、取締役長沢伸也氏、取締役洲桃麻由子氏、監査役中林英樹氏、監査役佐藤亮輔氏及び監査役岩上和道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

取締役の報酬等に関する基本方針の内容の概要

i. 取締役の報酬等の基本方針

当社は、令和5年6月29日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を定めております。当社の取締役の報酬は固定報酬からなり、中長期的な企業成長への貢献度及び個人の業績をもとに、株主総会で決議された総額の範囲内で、取締役会決議によって決定することとしております。

ii. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の報酬限度額は、昭和62年6月26日開催の定時株主総会において、取締役報酬が年額150百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与等を含まない）、監査役報酬が20百万円以内と決議されております。なお、当該株主総会終結時点での取締役の員数は13名、監査役の員数は2名であります。

iii. 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長長堀慶太が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限内容は、取締役の個人別の報酬の金額であります。

これらの権限を委任した理由は、当社グループを取り巻く環境、当社グループの経営状況等を当社グループにおいて最も熟知し、総合的に役員の

報酬額を決定できると判断したためであります。

また、当社取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬額が、代表取締役社長への委任手続を経て決定されていることから、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区	分	支給人員	報酬等の総額
取	締	8名	82百万円
監	査	3名	9百万円
合	計	11名	92百万円

- (注) 1. 上記のうち、社外取締役3名、社外監査役3名の報酬等の総額は20百万円であります。
2. 上記のほか、費用処理した役員賞与引当金繰入額8百万円及び役員退職慰労引当金繰入額7百万円があります。

④ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しています。保険料は全額当社が負担しており、役員等がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等が当該保険にて填補されます。

⑤ 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

取締役富樫直記氏は、トップマネジメントの経験並びに企業経営及び金融に関する幅広い知見を有しており、客観的な立場から経営全般に関する助言を期待しております。当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、主に経営コンサルタント及び経営者としての豊富な経験と専門の見地から客観的な立場で発言を行っております。

取締役長沢伸也氏は、ジュエリー業界におけるブランディング・戦略について幅広く深い造詣を有しており、客観的、専門的な視点から、当社の経営への助言や、当社の企業価値の向上に向けた経営戦略や経営計画その他の各種施策の妥当性や要改善点等についての適切な監督を期待しております。当事業年度に開催された取締役会13回のうち12回出席し、ジュエリー業界におけるブランディング・戦略について幅広く深い造詣を有する立場から客観的、専門的な視点で発言を行っております。

取締役洲桃麻由子氏は、企業法務を専門とする国際弁護士として長年に亘って培われた専門的知識や他の事業会社の社外役員やコンプライアンス委員会の外部委員を歴任された経験を有しており、これらの知見と経験を、女性の視点や国際的な視点も含めて、中期経営計画「To the next Growth」の実行、連結内部統制の強化及び法令を遵守したコンプライアンス経営の推進など当社グループの成長に不可欠な分野に活かしていただくことを期待しております。当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回出席し、企業法務を専門とする国際弁護士としての経験、及び他の事業会社の社外役員やコンプライアンス委員会の外部委員を務める高度な知見と経験から客観的、専門的な視点で発言を行っております。

監査役中林英樹氏は当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回全てに出席し、長年に亘る金融機関での豊富な知見と経験等から、当社経営の健全性・適格性に対する発言を行っております。

監査役佐藤亮輔氏は当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回全てに出席し、主に税理士としての高い見識と専門的見地から客観的な立場で発言を行っております。

監査役岩上和道氏は当事業年度に開催された取締役会13回のうち13回、監査役会12回のうち12回出席し、スポーツ団体役員等その豊富な経験と大所高所の見地から客観的な立場で発言を行っております。

なお、当社と各社外役員の兼職先との間では、特別な関係はありません。

(注) 上記の取締役会の開催数のほか、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4. 会計監査人の状況

① 名称

監査法人日本橋事務所

② 報酬等の額

区 分	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、過年度の職務執行状況及び当事業年度の報酬見積りの算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、上記の場合のほか、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難であると認められる場合、その他必要があると判断される場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

連結貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	18,260,976	流 動 負 債	11,415,421
現金及び預金	2,871,016	支払手形及び買掛金	841,873
受取手形及び売掛金	3,060,516	短期借入金	9,520,000
商品及び製品	10,293,031	1年内返済予定の長期借入金	115,504
仕掛品	296,077	未払法人税等	174,442
原材料及び貯蔵品	1,314,233	賞与引当金	86,061
その他	444,754	役員賞与引当金	14,200
貸倒引当金	△18,652	その他の他	663,340
固 定 資 産	7,213,253	固 定 負 債	1,334,140
有 形 固 定 資 産	5,044,789	長期借入金	231,872
建物及び構築物	1,364,342	退職給付に係る負債	608,920
機械装置及び運搬具	148,107	役員退職慰勞引当金	171,166
土地	3,276,198	繰延税金負債	92,989
その他	256,140	再評価に係る繰延税金負債	48,841
無 形 固 定 資 産	46,163	その他の他	180,350
投 資 そ の 他 の 資 産	2,122,300	負 債 合 計	12,749,562
投資有価証券	1,306,338	純 資 産 の 部	
長期貸付金	19,491	株 主 資 本	13,208,874
繰延税金資産	120,900	資本金	5,323,965
その他	887,620	資本剰余金	6,275,173
貸倒引当金	△212,050	利益剰余金	2,091,644
資 産 合 計	25,474,230	自 己 株 式	△481,909
		その他の包括利益累計額	△484,206
		その他有価証券評価差額金	210,699
		土地再評価差額金	△712,196
		為替換算調整勘定	17,290
		純 資 産 合 計	12,724,668
		負 債 純 資 産 合 計	25,474,230

連結損益計算書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	21,820,464
売上原価	16,047,002
売上総利益	5,773,461
販売費及び一般管理費	4,751,259
営業利益	1,022,202
営業外収益	63,703
受取利息	94
受取配当金	20,008
投資事業組合運用益	11,882
為替差益	5,181
保険返戻金	6,784
その他の	19,751
営業外費用	87,345
支払利息	83,959
その他	3,385
経常利益	998,561
特別利益	3,522
固定資産処分益	3,522
特別損失	297,242
固定資産処分損	1,602
投資有価証券評価損	1,972
アドバイザリ費用	269,408
その他	24,259
税金等調整前当期純利益	704,841
法人税、住民税及び事業税	183,195
法人税等調整額	1,674
当期純利益	519,972
親会社株主に帰属する当期純利益	519,972

連結株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,323,965	6,275,173	1,648,348	△481,568	12,765,920
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△76,676		△76,676
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			519,972		519,972
自 己 株 式 の 取 得				△341	△341
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	443,295	△341	442,954
当 期 末 残 高	5,323,965	6,275,173	2,091,644	△481,909	13,208,874

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 計 合
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 勘 定 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	58,845	△712,196	15,755	△637,595	12,128,324
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△76,676
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					519,972
自 己 株 式 の 取 得					△341
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	151,854	—	1,534	153,389	153,389
当 期 変 動 額 合 計	151,854	—	1,534	153,389	596,343
当 期 末 残 高	210,699	△712,196	17,290	△484,206	12,724,668

貸借対照表

(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	13,111,107	流動負債	7,966,292
現金及び預金	2,153,840	支払手形	64,471
受取手形	293,140	電子記録債務	323,726
電子記録債権	597,915	買掛金	352,363
売掛金	1,267,438	短期借入金	6,520,000
商品及び製品	8,211,158	1年以内返済予定の長期借入金	100,000
仕掛品	17,205	未払金	376,263
原材料及び貯蔵品	346,895	未払法人税等	47,573
前払費用	49,170	賞与引当金	44,829
その他	210,788	役員賞与引当金	8,000
貸倒引当金	△36,447	その他	129,065
固定資産	7,216,944	固定負債	878,523
有形固定資産	4,705,130	長期借入金	75,000
建物	1,331,092	退職給付引当金	455,598
構築物	14,933	役員退職慰労引当金	85,029
機械及び装置	28,886	繰延税金負債	91,898
車輛運搬具	4,180	再評価に係る繰延税金負債	48,841
工具器具及び備品	165,013	長期預り保証金	43,434
土地	3,161,025	関係会社事業損失引当金	77,800
無形固定資産	38,376	その他	921
ソフトウェア	15,836	負債合計	8,844,815
その他	22,540	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	2,473,437	株主資本	11,987,205
投資有価証券	1,299,913	資本金	5,323,965
関係会社株式	656,700	資本剰余金	6,275,173
長期貸付金	380,491	資本準備金	4,273,913
破産更生債権等	19,429	その他資本剰余金	2,001,260
保険積立金	375,239	利益剰余金	869,975
差入保証金	44,365	利益準備金	358,287
その他	97,219	その他利益剰余金	511,688
貸倒引当金	△399,921	繰越利益剰余金	511,688
資産合計	20,328,052	自己株式	△481,909
		評価・換算差額等	△503,968
		その他有価証券評価差額金	208,228
		土地再評価差額金	△712,196
		純資産合計	11,483,236
		負債純資産合計	20,328,052

損 益 計 算 書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	10,518,001
売 上 原 価	6,802,659
売 上 総 利 益	3,715,342
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	3,436,164
営 業 利 益	279,177
営 業 外 収 益	340,164
受 取 利 息	3,270
受 取 配 当 金	240,218
投 資 事 業 組 合 運 用 益	11,882
為 替 差 益	22,377
保 険 返 戻 金	6,784
受 取 保 証 料	40,000
そ の 他	15,631
営 業 外 費 用	59,726
支 払 利 息	58,526
そ の 他	1,199
経 常 利 益	559,616
特 別 利 益	52,532
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	49,010
固 定 資 産 処 分 益	3,522
特 別 損 失	343,792
固 定 資 産 処 分 損	863
投 資 有 価 証 券 評 価 損	1,972
ア ド バ イ ザ リ ー 費 用	269,408
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額	47,290
そ の 他	24,259
税 引 前 当 期 純 利 益	268,355
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	11,722
当 期 純 利 益	256,633

株主資本等変動計算書

(令和5年4月1日から
令和6年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	5,323,965	4,273,913	2,001,260	358,287	331,731	△481,568	11,807,589
当 期 変 動 額							
剰余金の配当					△76,676		△76,676
当期純利益					256,633		256,633
自己株式の取得						△341	△341
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							—
当期変動額合計	—	—	—	—	179,956	△341	179,615
当 期 末 残 高	5,323,965	4,273,913	2,001,260	358,287	511,688	△481,909	11,987,205

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	57,666	△712,196	△654,530	11,153,059
当 期 変 動 額				
剰余金の配当				△76,676
当期純利益				256,633
自己株式の取得				△341
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	150,561	—	150,561	150,561
当期変動額合計	150,561	—	150,561	330,177
当 期 末 残 高	208,228	△712,196	△503,968	11,483,236

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年5月28日

株式会社ナガホリ
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区
指定社員 公認会計士 森 岡 健 二
業務執行社員
指定社員 公認会計士 千 保 有 之
業務執行社員
指定社員 公認会計士 山 村 浩 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ナガホリの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ナガホリ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

令和6年5月28日

株式会社ナガホリ
取締役会 御中

監査法人日本橋事務所
東京都中央区
指定社員 公認会計士 森 岡 健 二
業務執行社員
指定社員 公認会計士 千 保 有 之
業務執行社員
指定社員 公認会計士 山 村 浩 太 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ナガホリの令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までににおける第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人日本橋事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和6年5月30日

株式会社ナガホリ 監査役会

常勤監査役（社外監査役）	中	林	英	樹	Ⓢ
社外監査役	佐	藤	亮	輔	Ⓢ
社外監査役	岩	上	和	道	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

第1号議案（会社提案） 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対し安定した配当を継続して行うことを配当の基本方針としつつ、配当性向40%を目安としております。当期は、親会社株主に帰属する当期純利益の実績に基づき、期末配当として1株当たり13円の普通配当とさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金13円といたしたいと存じます。
なお、配当総額は199,355,897円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
令和6年6月28日

第2号議案（会社提案） 監査役1名選任の件

監査役3名のうち岩上和道氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
いわがみ かずみち 岩上 和道 (昭和27年7月8日生)	昭和53年4月 株式会社電通入社 平成20年4月 株式会社電通執行役員 平成27年4月 株式会社電通顧問 平成28年3月 公益財団法人日本サッカー協会事務総長 平成28年6月 当社監査役（現在に至る） 平成30年3月 公益財団法人日本サッカー協会副会長 平成31年4月 一般社団法人日本女子サッカーリーグ理事 令和4年3月 公益財団法人日本サッカー協会顧問（現在に至る） 令和5年4月 一般社団法人日本女子サッカーリーグ顧問（現在に至る）	—

【社外監査役候補者とした理由及び期待される役割等】 【再任】

岩上和道氏は、株式会社電通での経歴をはじめ、当社での執行役員及び公益財団法人日本サッカー協会、一般社団法人日本女子サッカーリーグの役員を通じて幅広い経験と知見を有しております。そのため、客観的、専門的な視点から、当社の経営への助言や経営全般の監督を期待し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の監査役在任期間は本定時株主総会の終結をもって8年となります。

(注)

- 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 候補者は社外監査役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認可決された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
- 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等を、当該保険契約により補填することとしております。候補者の選任が承認可決された場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
- 社外監査役として期待される役割を十分発揮できるよう、当社は岩上和道氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認可決された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限定額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

(ご参考) 取締役並びに監査役及び監査役候補者の専門性並びに経験 (スキルマトリックス)

		特に期待する分野・スキル						
		経営	営業	商品 開発・ 製造	ブラン ドマー ケティ ング	財務 会計	コンプライ アンス	M&A
代表 取締役 社長	長堀慶太	○	○	○	○		○	
常務 取締役	吾郷雅文	○				○	○	○
取締役	白川文彦	○		○	○			
取締役	中尾直		○	○	○			
取締役	新井日出夫		○	○	○			
社外 取締役	富樫直記	○				○	○	○
社外 取締役	長沢伸也				○		○	
社外 取締役	洲桃麻由子					○	○	○
社外 常勤 監査役	中林英樹					○	○	
社外 監査役	佐藤亮輔					○	○	
社外 監査役 (再任候補)	岩上和道	○			○		○	

第3号議案（会社提案） リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新の件

当社取締役会は、リ・ジェネレーション株式会社（旧社名は株式会社イノブライズ。以下「リ・ジェネレーション」といいます。）その他の複数の株主らが、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況を踏まえ（以上の当社株式の大量買集めを、以下、まとめて「本株式買集め」と総称します。）、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2022年4月22日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、以下に記載する当社株式の大規模買付行為等（下記2(2)で定義されます。以下同じです。）への対応策（以下「2022年対応方針」といいます。）を、緊急対応として導入することを決議し、2022年6月29日開催の当社第61期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました。その後、2022年対応方針の一部を改訂した上で、その有効期間を本定時株主総会の終結時までとすることに於いて、2023年6月29日開催の当社第62期定時株主総会（以下「当社前期定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認をいただいております（更新後の対応方針を、以下「現行対応方針」といいます。）。

現行対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として継続・更新されたものであって、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において現行対応方針を維持することは予定されておらず、その有効期間は、本定時株主総会の終結時までとされていましたが、同時に、現行対応方針においては、当該有効期間の満了時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されることとされておりました¹。

そこで、当社は、当社前期定時株主総会の終結後の情勢の変化等を勘案しつつ、2024年3月31日時点の当社の株主構成等を検証した結果、①リ・ジェネレーションは、依然として単独で1,772,700株（所有割合²11.56%）に上る当社株式を保有していること、②リ・ジェネレーションによる当社株式の大量買集めと時期を同じくして取得した複数の株主に加えて、特定の複数の会社の株主や役員等を含む関係者が、偶然に生じることが常識的に考えてあり得ない程に多数当社株主として登場するに至っていたところ、当該関係者等は、依然として当社株式を保有しており、当社独立委員

¹ 2023年4月21日付け当社プレスリリース「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新について」23頁ご参照。

² 「所有割合」とは、(i)当社が2024年2月14日に提出した第63期第3四半期報告書に記載された2023年12月31日現在の当社の発行済株式総数（16,773,376株）から、(ii)同報告書に記載された2023年12月31日現在の当社が所有する自己株式数（1,438,100株）及び単元未満株式（4,776株）を控除した株式数（15,330,500株）に占める割合（小数点以下第三位を四捨五入、以下所有割合の計算において同様とします。）をいいます。

会が2022年8月13日付けで制定し、同年9月5日付けで改訂した共同協調行為等認定基準（別紙1）に照らして、リ・ジェネレーションとの間で「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立される可能性のある者（以下「本件潜在的協調行動者」といいます。）と合計すれば、株券等保有割合³の合計が依然として優に20%以上となり得る状況であること、③リ・ジェネレーションは、当社前定期定時株主総会の終結後も、(i) 当社前定期定時株主総会の決議取消訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起と併せて当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令事件の申立て（以下「本申立て」といいます。）を行うのみならず⁴、(ii) 2024年1月10日付け「会計帳簿等閲覧謄写請求書」に基づき、当社に対して会計帳簿等の閲覧謄写請求を行っており⁵、さらには、(iii) 剰余金の処分の件を本定時株主総会の議題及び議案とする2024年4月30日付け株主提案を行うに至っていること⁶等に鑑みれば、当社経営支配権を取得することを引き続き企図していると合理的に判断されることから、独立委員会に対して、現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定されるため、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することの是非について諮問いたしました。

これに対して、独立委員会は、当社に対して、2024年5月30日、当社前定期定時株主総会の終結後の上記①乃至③の事情を踏まえれば、現行対応方針の有効期間の満了時において、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定され、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針の有効期間を延長すると判断することは妥当である旨勧告しております。

以上を踏まえて、当社は、2024年5月30日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、現行対応方針の有効期間が満了する本定時株主総会の終結後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針を一部改訂した上でその有効期間を延長することを決議いたしました（更新後の対応方針を、以下「本対応方針」といいます。）。なお、かかる改訂は、現行対応方針の内容を実質的に変更するものではありません。

³ 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。以下同じです。

⁴ 本申立てにつき、東京地方裁判所は、当社側の主張を全面的に認め、2023年10月31日に、これを却下する旨を決定し、当該却下決定が確定しております（2023年11月21日付け当社プレスリリース「リ・ジェネレーション株式会社による当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令の申立ての却下決定の確定に関するお知らせ」ご参照）。また、本件訴訟についても、東京地方裁判所は、2024年3月27日に、当社の主張を全面的に認め、リ・ジェネレーションの請求を完全に排斥し、本件訴訟におけるリ・ジェネレーションの請求を棄却する判決がなされ、当該棄却判決が確定しております（2024年4月16日付け当社プレスリリース「開示事項の経過」株主総会決議取消訴訟の判決（勝訴）の確定に関するお知らせ」ご参照）。

⁵ <http://www.re-generation.jp/pdf/kaikeityoubo.pdf>

⁶ 2024年5月2日付け当社プレスリリース「当社第63期定時株主総会に係る株主提案に関するお知らせ」ご参照。

加えて、当社は、現行対応方針の有効期間を延長するにあたっては、その有効期間を明確に定めておくことが望ましいと考えられることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、本対応方針の有効期間を2025年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとすることの是非について独立委員会に諮問し、独立委員会は、当社に対して、2024年5月30日に当社前期定時株主総会の終結後の上記①乃至③の事情を踏まえれば、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めが継続することが合理的に想定されることから、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、本対応方針の有効期間を2025年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとすることは妥当である旨勧告しております。当該勧告を踏まえて、当社は、本取締役会において、本対応方針の有効期間を2025年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとすることについて、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を求めることを決議いたしました。

従いまして、以上の経緯を踏まえて、現行対応方針の有効期間が満了する本定時株主総会の終結後も、本株式買集めへの対応のために必要な限度で、現行対応方針を一部改訂した上でその有効期間を延長すること、及び、本対応方針の有効期間を2025年6月開催予定の当社定時株主総会の終結時までとすることにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本定時株主総会において本議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、株主の皆様のご意思に従い、現行対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。

なお、既に開示しているとおり⁷、**現行対応方針は、既に開始されている本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として継続・更新されたものであり、本対応方針も現行対応方針の内容に従って、その継続・更新を行うものであって、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものです。**

本取締役会においては、上記の現行対応方針の継続・更新が、独立社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成によって承認されており、当社監査役全員である独立社外監査役3名も、(継続・更新後の本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件として)同意しております。

⁷ 2023年4月21日付け当社プレスリリース「リ・ジェネレーション株式会社社による当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針の継続・更新について」ご参照。

1 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、会社の支配に関する基本方針に沿って継続・更新された現行対応方針を継続・更新するものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化する観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者（下記2(2)で定義されます。以下同じです。）からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保するための枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたしております。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

なお、上記のとおり、現行対応方針の継続・更新は、リ・ジェネレーションが依然として所有割合にして11.56%に相当する当社株式を保有していることや、仮にリ・ジェネレーション及び本件潜在的協調行動者が実質的に共同して当社株式の買付け等を行っていると思われる場合には、これらの者は、現時点で判明しているだけで、依然として単純合算で、株券等所有割合にして20%を

優に超える当社株式を共同して保有していることなどを受けて、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断の下、決定されたものです。そして、大規模買付行為等に対して当社が所定の対抗措置を講じるか否かについては、大規模買付者が本対応方針に定めた手続を全て遵守する限り、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっております。

従って、大規模買付行為等の詳細を評価・検討するのに必要な時間及び情報が十分に確保されることを前提に、当社取締役会が株主の皆様に対して説明責任を果たした上で、対抗措置の発動について、株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成によって可決された場合には、当該対抗措置は株主の皆様の合理的意思に依拠しているものと解し得ると考えており、その合理性については問題がないものと判断しております（本対応方針の合理性を高める仕組みの詳細については下記5をご参照ください。）。

2 本対応方針の内容

(1) 概要

① 本対応方針に係る手続

前述のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そのため、株主意思確認総会により承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するよう求め、かかる情報に基づき、株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、その上で、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、すなわち、大規模買付者が、下記(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合にも、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

② 独立委員会の設置

当社は、現行対応方針において、独立社外取締役2名及び独立社外監査役2名から成る独立委員会を設置しているところですが、継続・更新後の本対応方針においても、当該独立委員会を継続します。当該独立委員会は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な

判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規程に基づき、本対応方針に関する独立委員会としての機能を担うこととなります。なお、独立委員会規程の概要は別紙2、今回の継続・更新後の本対応方針における独立委員の経歴等は別紙3に、それぞれ記載のとおりです。本対応方針の継続・更新後における独立委員の任免・交代等につきましては、その時点における現任の独立委員全員の同意を得て、当社取締役会が決定するものとします。

独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。但し、独立委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

③ 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記①で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者（下記3(1)⑤(a)で定義されます。以下同じです。）による権利行使は認められない旨の差別的行使条件等及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権の無償割当ての方法（会社法第277条以下）により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記3をご参照ください。）。

④ 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の所有割合は、一定程度希釈化されることとなります。

(2) 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グ

グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りま。）

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(注1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利益を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合における当該保有者の株券等保有割合又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる議決権割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)又は(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、かかる議決権割合の計算上、共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなさ

れるものを含みます。以下同じです。)は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)及び総議決権の数(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、共同協調行為等認定基準(別紙1。但し、独立委員会は法令の改正又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。以下同じ)に基づいて行うものとします。

(注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、共同協調行為等認定基準(別紙1)に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限尊重し、当社取締役会が合理的に判断するものとします。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要な範囲において、当社の株主に対して随時必要な情報の提供を求めています。

また、本対応方針においては、仮に、現行対応方針の継続・更新の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付

者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為(疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととします。

なお、現時点で判明している限り、リ・ジェネレーションらによる本株式買集めにより、リ・ジェネレーションのみで議決権割合11.56%に相当する当社株式を市場において買い上がっているところ、仮にリ・ジェネレーション及び本件潜在的協調行動者が実質的に共同して当社株式の買付け等を行っているとして解される場合には、これらの者は、現時点で判明しているだけで、単純合算で合計20%を優に超える議決権割合に相当する当社株式を、共同して保有していることとなります。

これらの者の相互の関係性については、今後さらに確認を行う予定ですが、これらの者の全部又は一部について、仮に、現行対応方針の継続・更新の公表時点において、特定株主グループとして、既に議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループとしての株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為(疑義を除くために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含みます。)、又は新たに上記③に掲げる他の株主との間で行う行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

(3) 対抗措置の発動に至るまでの手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、当社の株主意思確認総会を開催するまでには、一定の期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様が熟慮期間を確保した上で、確実に株主意思確認総会を経ることができるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとしします。

① 大規模買付行為等趣旨説明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。

大規模買付行為等趣旨説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

② 情報提供

当社は、大規模買付者に対して、当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる**別紙4**に記載の情報（但し、大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、合理的な範囲で内容を変更します。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断されるために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するよう求める（かかる判断に当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限

までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

③ 取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日以内で当社取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等趣旨説明書を受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後）にのみ開始されるべきものとします。

④ 株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において、大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考えられる場合には、大規模買付行為等趣旨説明書を受領後60営業日以内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様利益の最大化に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするに当たっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様は、議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、大規模買付者が提供した本必要情報、本必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し適時・適切に開示します。また、議決権を行使できる株主の範囲、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

⑤ 対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記3に記載する対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

但し、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実行しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、また、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできません。従って、かかる場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動します。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

3 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（下記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定めるものとします。）。

(1) 割り当てる本新株予約権の内容

- ① 本新株予約権の目的となる株式の種類
当社普通株式
- ② 本新株予約権の目的となる株式の数
新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。
- ③ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各新株予約権の目的となる株式の数に乗じた額とします。
- ④ 本新株予約権を行使することができる期間
本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。
- ⑤ 本新株予約権の行使の条件
 - (a) 非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、行使することができません。
「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます。なお、当社取締役会は、下記(iv)の(y)の認定・判定については、共同協調行為等

認定基準（別紙1）に基づいてなされた独立委員会の勧告を最大限に尊重した上で非適格者を認定し、株主意思確認総会を開催する場合には、当該非適格者の認定を對抗措置の発動に関する議案に含めて当社株主の皆様にお諮りします。

- (i) 大規模買付者
- (ii) 大規模買付者の共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。）
- (iii) 大規模買付者の特別関係者（本対応方針において特別関係者とみなされるものを含みます。）
- (iv) 当社取締役会が独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - (x) 上記(i)から本(iv)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - (y) 上記(i)から本(iv)までに該当する者の「関係者」。「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。
- (b) 新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。
- (c) 適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。
- (d) 上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

⑥ 取得条項

- (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（すなわち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（上記⑤(c)に該当する者が保有する本新株予約権を含みま

す。下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。) について、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数に乗じた数の整数部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができます。

- (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとします。以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として取得することができます。

(i) 行使条件

非適格者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回る範囲内でのみ行使することができます。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為等を中止又は撤回し、かつ、その後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。

(y) (α)大規模買付者の株券等保有割合（但し、本(i)において、株券等保有割合の計算に当たっては大規模買付者やその共同保有者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の株券等保有割合として当社が認めた割合が20%以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託して、当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の株券等保有割合として当社取締役会が認めた割合が20%を下回った場合であること。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限り、ます。）を、その時点における当該第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができます。

- (c) 本新株予約権の強制取得に関する条件充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を無償取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦ 譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧ 資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨ 端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。但し、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩ 新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社普通株式（当社の有する普通株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（但し、当社が有する普通株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）、又は、②大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株券等の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合）のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

4 株主及び投資家の皆様への影響

- (1) 現行対応方針の継続・更新時に当該継続・更新が株主及び投資家の皆様へ与える影響

現行対応方針の継続・更新時には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。従って、現行対応方針の継続・更新が株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

- (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

本新株予約権は、株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、本新株予約権の割当てに伴う失権者が生じることはありません。本新株予約権の無償割当てが行われる場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。また、本新株予約権については、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対しては当社株式を交付することを予定しております。

但し、上記3(1)⑤(a)所定の非適格者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に不利益が発生する可能性があります。

また、当社が本新株予約権の無償割当てを行う場合、本新株予約権の無償割当てを受けるための基準日を設定しますが、本新株予約権の無償割当てによって当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることから、本新株予約権の無償割当てを受ける株主の皆様を確定した後は、当社株式の株価が下落する可能性があります。当社取締役会は、大規模買付行為等の態様その他諸般の事情を考慮した上で、本新株予約権の無償割当てのための基準日を設定します。当社はかかる基準日を設定する場合には適時適切に開示します。

大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置を発動する手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないこと等を書面により誓約した場合）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

- (3) 本新株予約権の無償割当て時に株主の皆様に必要な手続

- (a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示します。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する

普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。従って、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

(b) 本新株予約権の取得の手続

株主の皆様は割り当てられた本新株予約権は、上記 3 に記載のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来よりも前の当社取締役会が別途定める日に、取得条項に基づき当社が取得することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の2週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記 3 (1)⑥(b)に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。

但し、非適格者については、本新株予約権の取得又は行使等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なることとなります。

(c) その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

5 本対応方針の合理性を高める仕組み

(1) 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容及び経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」の内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日の改訂後のもの)の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。

(2) 株主意思の尊重 (株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること)

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様のご意思を反映いたします。大規模

買付者が上記2(3)に記載した手続を全て遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様のご意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで対抗措置が発動されることとなりますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、株主の皆様のご意思を確認する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、現行対応方針の継続・更新については既に当社前期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただいておりますが、本定時株主総会において、株主の皆様から本議案のご承認をいただけない場合には、株主の皆様のご意思に従い、現行対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

(3) 取締役の恣意的判断の排除

上記(2)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記2(3)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記2(1)②記載のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立委員会の勧告を受けるものとしております。さらに、当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしております。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

従って、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

(4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記6記載のとおり、株主総会において選任された取締役ににより構成される当社取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

6 本対応方針の廃止の手續及び有効期間

本対応方針の有効期間は、本定時株主総会において承認いただいた場合、2025年6月に開催予定の当社定時株主総会の終結時までとします（なお、株主の皆様から、本議案のご承認をいただけない場合には、株主の皆様のご意思に従い、現行対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。）。但し、当該有効期間の満了時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本株式買集めを踏まえ、大規模買付行為等への対応を主たる目的として継続・更新されるものであるため、具体的な大規模買付行為等が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておりません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

共同協調行為等認定基準

- ※ 本基準は、本対応方針で定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、具体的には、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、具体的には、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。
 - ※ 認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同視すべき主体を含む。）について、下記の各項目のうち、原則として、下記1.に加えて最低1つ以上の項目で関連性が認められることを条件として、下記の各項目の要素に加え、買収者との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。
 - ※ 以下「買収者」には、「買収者」の親会社又は子会社（買収者を含め、「買収者グループ」という。）、買収者グループの役員・主要株主を含むものとする。
1. 対象会社の株式を取得している時期が、買収者による対象会社の株式の取得又は重要提案行為等の買収に向けた行動が行われている期間と重なり合っているか
 2. 取得した対象会社株式の数量が相当程度の数量に達しているか
 3. 対象会社の株式の取得を開始した時期が、買収者による株式の取得の開始、対象会社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買収者の買収に向けた行動が開始された時期に近接し、又は対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買収者の行動に関連するイベントと近接しているか
 4. 市場における対象会社株式の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして対象会社株式を取得しているなど、買収者による対象会社の株式取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
 5. 買収者が株式を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株式を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が買収者のそれと重なり合っているか
 6. 上記5.の重なり合う期間において、当該他の会社（買収者とともにその者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か

7. 上記6. 記載の当該他の上場会社において、認定対象者及び買収者（並びに認定対象者以外の者で買収者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員を選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の内在任期間中に当該他の上場会社において企業価値又は株主価値のき損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとして企業価値又は株主価値のき損のおそれほどの程度か
8. 買収者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
9. 買収者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティの中における人的関係が存在している又は存在していたこと、並びに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
10. 対象会社に対する株主権（共益権）の行使が買収者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10.を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
11. 対象会社の事業や経営方針に関する言動等が買収者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11.を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
12. その代理人やアドバイザーが、買収者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同・連携して遂行したことがある、及び/又は親族関係その他の人的関係があるなど、買収者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
13. その他、買収者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以 上

独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
 2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役若しくは当社社外監査役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
 3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日までとする。
 4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
 5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
 6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。但し、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
 7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
 - (1) 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
 - (2) 本対応方針に係る対抗措置発動の停止
 - (3) (1)及び(2)のほか、本対応方針において独立委員会が権限を与えられた事項
 - (4) その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
- 各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの中長期的な企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
 9. 独立委員会は、その職務の遂行にあたり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣及び独立委員会から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタント、税理士その他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略 歴	
富樫 直記 (昭和35年10月24日生)	昭和59年 4月	日本銀行入行
	平成11年 1月	フューチャーフィナンシャルストラテジー株式会社 代表取締役社長
	平成19年 4月	経済同友会幹事 (現在に至る)
	平成22年 6月	オリバー・ワイマングループ株式会社 日本代表パートナー
	平成26年 6月	当社社外取締役 (現在に至る)
	平成29年 4月	オリバー・ワイマングループ株式会社 代表取締役日本代表パートナー
	平成29年 6月	株式会社クレディセゾン社外取締役 (現在に至る)
	令和 2年12月	オリバー・ワイマングループ株式会社 日本代表パートナー
	令和 3年 4月	オリバー・ワイマングループ株式会社 シニアアドバイザー
	令和 4年 6月	TG Partners株式会社代表取締役パートナー (現在に至る)
洲桃 麻由子 (昭和52年 5月 3日生)	平成13年10月	第一東京弁護士会登録、西村総合法律事務所 (現西村あさひ法律事務所・外国法共同事業) 入所
	平成21年 2月	ニューヨーク州弁護士登録
	平成27年 1月	すもも法律事務所開設代表弁護士 (現在に至る)
	平成28年 7月	地主アセットマネジメント株式会社コンプライアンス委員会外部委員 (現在に至る)
	令和 3年 6月	東京都下水道サービス株式会社社外監査役 (現在に至る)
	令和 4年 6月	株式会社リセ社外監査役 (現在に至る)
	令和 5年 3月	1級ファイナンシャル・プランニング技能士
	令和 5年 3月	当社社外取締役 (現在に至る)
	令和 5年11月	税理士登録 (東京税理士会)
	令和 6年 1月	ジュエリーコーディネーター3級
令和 6年 2月	行政書士登録 (東京行政書士会)	

氏名 (生年月日)	略 歴	
中林 英樹 (昭和35年12月 7日生)	昭和59年 4月	株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行
	平成25年 4月	ジェイアンドエス保険サービス株式会社入社
	令和 3年 6月	当社常勤監査役（現在に至る） ソマ株式会社監査役（現在に至る） 株式会社仲庭時計店監査役（現在に至る） ナガホリリテール株式会社監査役（現在に至る）
	令和 5年 6月	エスジェイジュエリー株式会社監査役（現在に至る）
岩上 和道 (昭和27年 7月 8日生)	昭和53年 4月	株式会社電通入社
	平成20年 4月	株式会社電通執行役員
	平成27年 4月	株式会社電通顧問
	平成28年 3月	公益財団法人日本サッカー協会事務総長
	平成28年 6月	当社監査役（現在に至る）
	平成30年 3月	公益財団法人日本サッカー協会副会長
	平成31年 4月	一般社団法人日本女子サッカーリーグ理事長
	令和 4年 3月	公益財団法人日本サッカー協会顧問（現在に至る）
令和 5年 4月	一般社団法人日本女子サッカーリーグ顧問（現在に至る）	

(注) 岩上和道氏は現在、当社の社外監査役であり、本定時株主総会で選任議案が承認可決された場合には、当社の社外監査役として再任する予定です。また、当社は、岩上和道氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同選任議案が承認可決された場合、引き続き独立役員として届け出る予定です。

以 上

大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（大規模買付行為等の対価の価額・種類、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に想定している当社及び当社グループ会社の役員候補（当社及び当社グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策
6. 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容

以 上

<株主提案（第4号議案）>

第4号議案（株主提案） 剰余金の処分の件

【議案の要領】

（1）配当財産の種類

金銭

（2）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

普通株式1株当たりの配当金額（以下「1株配当」といいます。）として、24円から、本総会において可決された当社取締役会が提案した剰余金の処分に係る議案（以下「会社側利益処分案」という。）に基づく1株配当（以下「会社提案配当金額」という。）を控除した金額（以下「株主提案配当金額」という。）を、会社提案配当金額とは別に追加的に配当する。

ただし、2024年3月期末における（連結上の）1株当たり純資産（※発行済株式数から自己株式数を控除するほか、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）に基づき算出した数値をいう。）の金額に100分の3を乗じた金額（1円未満切捨て。以下「DOE3%相当額」という。）が24円と異なる場合は、冒頭の24円を、「DOE3%相当額」に読み替える。

なお、本議案に係る配当総額は、株主提案配当金額に対し、本総会の議決権の基準日現在の配当の対象となる株式数を乗じた額となる。

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

本総会の開催日の翌営業日

（4）その他（会社側利益処分案と本株主提案との関係）

本株主提案は、本総会に会社側利益処分案が提案された場合において、同提案とは、独立かつ両立するものとして追加的に提案されるものである。

【提案理由】

(1) 本株主提案は、当社の（連結上の）1株当たり純資産の100分の3、すなわちDOE（＝連結純資産配当率）3％に相当する配当を実現することを目的とした議案です。

DOEとは、年間の1株配当を1株当たり純資産（又は株主資本）で除して算定される株主還元指標であり、昨今、上場会社においても採用が相次いでいるものです。

(2) 当社は、中期経営計画『To the next Growth』（2022年9月29日公表）23頁において、株主還元方針として、安定配当を維持しつつ、配当性向（当期純利益のうち配当金支払に向けられる割合）40％を目安とする旨、さらに、当期純利益の増加に伴い、1株配当の増加を見込む旨公表されております。そして、2023年3月期（実績）については、1株配当として5円（期末一括）を支払い、また、2024年3月期（予想）については、第3四半期決算短信（2024年2月9日公表）において、1株配当を8円（期末一括）とする旨公表しております。

しかしながら、上記1株配当ないし1株配当の予想が、当社株式の投資リスクに見合う十分な配当額であるとは、到底、評価することができません。

(3) というのも、当社経営陣は、2023年3月期より、当社の事業活動により稼得した貴重な利益額ないし内部留保から、西村あさひ法律事務所にて代表されるアドバイザーに対し、多額の報酬（以下「本アドバイザー費用」といいます。）を無秩序に支払い続けております。その結果、巨額の特別損失（2023年3月期通期：357,773千円、2024年3月期第3四半期：216,004千円）を計上し、当期純利益を著しく過少に留めることで、事実上、配当性向の機能を無効化してきました。

その点、当社経営陣は、リ・ジェネレーション株式会社（以下「提案株主」といいます。）の再三に亘る要請にもかかわらず、法令上の開示義務がないので応じられないとの一点張りで、本アドバイザー費用の内訳の開示を頑なに拒絶されておりますが、提案株主としては、本アドバイザー費用はもっぱら当社経営陣の自己保身をを図ることを目的として支払われた不必要ないし不相当に高額な支出であると認識しております。

すなわち、当社経営陣は、自己保身のために要した費用の負担を株主に押し付けていることになるわけです。

(4) その一方、当社の（連結上の）財政状態の数値を眺めてみると、2023年3月期末時点で、自己資本比率が50.2％と十分な水準にあると認められる上、35億円を超える現預金、10億円を超える投資有価証券（うち上場株式である政策保有

株式（特定投資株式）の額は511,369千円を占める）を保有するに至っており、株主還元への余力も十分にあることが認められます。

とりわけ、純水[原文ママ]な投資目的ではなく、取引先との関係維持や強化を狙って保有される政策保有株式については、ROE（＝自己資本利益率）の悪化につながることで、また、相互持合いの場合には、いわゆる安定株主としてコーポレートガバナンスの形骸化を招くといった指摘もあり、昨今、多くの上場会社において、その縮減が進められているところです。それにもかかわらず、当社は、2023年3月期において、その縮減を進めるどころか、取引関係の維持・強化を図る名目で政策保有株式を追加取得しており、内部留保の使途として疑問を禁じ得ません。

さらに、現預金の残高についても、コロナ禍前においては、概ね10億円から20億円前後の残高で推移していた一方、売上規模については、当時と比べてほとんど変化がないことからすれば、（巨額の本アドバイザー費用の流出を踏まえてもなお、）当社は過剰な内部留保を抱えていることが認められます。

(5) そもそも、内部留保は、株主に帰属する最終利益の一部を株主に還元せず利益剰余金として株主資本に組み入れ、事業継続のための再投資原資として活用するものであるため、実質的に、資金調達手段の一つであるといえます。すなわち、企業は内部留保を通じて、株主から毎年、資金調達を行っていることになるわけです。

そのため、株主の立場として、内部留保を含む株主資本の預託により、投資リスクに見合った最低水準のリターンを要求することは当然であり、また、事業年度ごとの純利益に連動しないDOEを株主還元指標の下限とすることは、十分な投資リスク見合う安定配当が確保されるという意味で合理性が認められます。

特に、本アドバイザー費用の資金流出のほか、当社子会社である株式会社仲庭時計店で発生した不祥事に起因する多額の貸倒損失等、しばしば巨額の特別損失の計上を余儀なくされる当社において、株主還元指標として、DOEを採用することは、極めて理に適っていると言えます。

(6) 以上の理由により、提案株主は、本株主提案を通じて、DOE 3%を基準とした十分かつ安定的な配当の実現を当社に求める次第です。

なお、DOE 3%という水準は、一般的に見ても、決して高リターンであるとはいえず、昨今の上場企業における株主還元拡充施策の動向および当社の財政状態に鑑みても、妥当な水準であるといえます（さらに、当社では、純資産の部における「その他の包括利益累計額」として、土地再評価差額金712,196千円（マイナス）が計上されていることから、DOEのメルクマールとして、株主資本ではなく、純資産を採用した方が保守的な算定結果となることを付言します。）。

また、2024年3月期第3四半期末における当社の（連結上の）1株当たり純資産（815.86円）を前提に、DOE 3%で計算した場合、1株配当の額は概ね24円となり、これに同時点における自己株式を除いた発行済株式数15,335,069株を乗じた配当総額は368,041千円、また、会社提案配当金額を8円とすると、株主提案配当金額の総額としては245,361千円（＝16円×15,335,069株）となりますが、上記(3)で述べたとおり、当社の2023年3月期における本アドバイザー費用に係る特別損失計上額が357,773千円に上っていたことを踏まえ、配当総額で見ても、十分に許容範囲内といえます。

(7) いずれにしましても、現経営陣による経営の失敗や内部統制の不備、自己保身のための多額のアドバイザー費用の資金流出など、巨額の特別損失の計上を理由に、株主への還元が蔑ろにされてしまうことは、到底許容することができません。

むしろ、当社においては、過剰な内部留保を抱えていることが、現経営陣の怠慢を生み、あるいは、自己保身のため無秩序に本アドバイザー費用の流出を続けてしまうことに繋がっていると断言しても過言ではありません。資本効率の改善の観点からも、速やかに過剰な内部留保の解消を求めます。

(8) 最後に、提案株主といたしましては、今回に限らず、継続的にDOE 3%（提案株主としては、現状の当社株式に対する要求リターンとして最低水準であるとの認識です。）を下限とする配当方針を採用し、法令上許容される限り、当該配当方針に従い、以後の配当額を決定することを強く望んでいることを付言します。

【当社取締役会の意見】

当社取締役会は、株主提案に係る第4号議案に、反対します。
その理由は、以下のとおりです。

1. 本株主提案は過大な配当を求めるものであること

当社は、株主に対し安定した配当を継続して行うことを配当の基本方針としつつ、配当性向40%を目安としております。

当期も、提案株主をはじめとして複数の株主ら（以下「提案株主ら」といいます。）が、ほぼ同時期に当社株式を急速かつ大量に買い集めている状況（以下「本買集め」といいます。）を踏まえた緊急対応及び関連する対応等に係るアドバイザー費用の支出がありました。当社グループは、富裕層マーケットをコアとする販売チャネルや商品ブランドに重点的に経営資源を投下する「選択と集中」の方針の下、様々な販売増及び販売強化の施策に取り組みました。その結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は218億20百万円（前年同期比23.5%増加）、営業利益は10億22百万円（同86.8%増加）、経常利益は9億98百万円（同85.7%増加）と予想を上回る黒字を確保しました。この親会社株主に帰属する当期純利益の実績に基づき、第1号議案にて上程いたしましたとおり、期末配当として1株当たり13円（連結配当性向38.3%相当）を実施する予定です。

当社は、引き続き、百貨店等の富裕層向け商品の充実を図るとともに、当社グループ販売商品の内製化や事業提携先との取引深耕の推進による収益力の強化を図ると共に、自社ブランド商品の販売促進や直営店による販売、宣伝活動やOEM (Original Equipment Manufacturing) 販売の強化に取り組んでまいり所存です。

そのため、当社としては、持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保と、株主の皆様への利益還元とを、最適且つ合理的なバランスで配分していくことが重要であると考えております。

他方で、新型コロナウイルス感染症の影響は沈静化したものの、インフレ動向やウクライナ情勢、中東地域を巡る地政学的なリスクへの懸念等、先行きの不透明な状況が続いており、当社を取り巻く経営環境は、予断を許さない状況が続いております。それに加えて、第3号議案にてもご説明いたしましたとおり、提案株主が当社経営支配権を取得することを引き続き企図していると合理的に判断される状況にあることからすると、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益を最大化するためには、インフレ動向や地政学的なリスクに対して機動的に対応するだけでなく、本買集めに対応すべく、機動的に利用できる手元資金を一定水準確保することが必要となります。

以上の状況を踏まえると、当社としては、株主還元指標としてDOEを用いること自体を必ずしも否定するものではないものの、DOE 3%に相当する額の配当は、上場会社におけるDOEの中央値や平均値と比較してもかなりの高水準である一方、持続的成長につながる戦略的投資のための資金確保の要請や機動的に対応できる手元資金を一定水準確保する要請にも鑑みると、過大な配当水準であるといわざるを得ません。

2. 本株主提案における提案の理由が事実を反しており批判は当たらないこと

提案株主は、本株主提案における提案の理由において、当社経営陣が2023年3月期より、当社の事業活動により稼得した利益額ないし内部留保から、西村あさひ法律事務所・外国法共同事業に代表されるアドバイザーに対し、報酬を支払っていることを（以下「本アドバイザー費用」といいます。）、もっぱら当社経営陣の自己保身をを図ることを目的として支払われた不必要ないし不当に高額な支出であり、当社経営陣は、自己保身のために要した費用の負担を当社株主に押し付けているとして批判しています。

しかしながら、本アドバイザー費用は、提案株主自身を含む複数の株主が十分な情報を開示しないまま本買集めを行ったことや、提案株主自身が当社前期末株主総会の決議取消訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）の提起と併せて当社役員に対する職務執行停止の仮処分命令事件の申立て（以下「本申立て」といいます。）をしたこと（なお、本件訴訟や本申立てについては全て当社の勝訴で確定しております。）、さらには提案株主以外の第三者が大規模買付行為等趣旨説明書を提出したこと（なお、当該大規模買付行為等は、最終的に、大規模買付行為等に係る取締役会評価期間が終了する直前に取り下げられています。）等に当社が対応せざるを得ず、それらの対応に伴い、やむを得ず支払ったものであって、その結果を見ても明らかなおと、いずれも、当社が現経営陣の自己保身のために支払ったものでは全くございません。

他方、提案株主の代表取締役である尾端友成氏は、長年に亘ってマルチビジネスに携わってきた経歴を有することが明らかなる人物であり、提案株主には、過去、他の上場会社の株式を取得して経営支配権を実質的に掌握した上、大規模な希釈化を伴う新株及び新株予約権を自らと関係のある者に対して第三者割当発行し、これを最終的には売却する等した前歴があるため（詳細は、当社の第62期定時株主総会招集ご通知の73頁から87頁をご参照下さい。）、提案株主らによって、当社の支配権が取得されてしまった場合は、宝飾品事業を営む上場会社としての当社の信用をマルチビジネスに悪用され、当社の信用とブランド・イメージが大きく毀損される懸念や、自らと関係を有する者に利益を供与することを目的とした、大規模なエクイティ・ファイナンス等を実施するために当社が利用され、その結果、大規模な希薄化等により、当社の企業価値が毀損され、株主共同の利益が害される懸念がございます。このような提案株主及び提案株主の代表取締役である尾端友成氏の属性を鑑みると、提案株主らの本買集め等に対応する目的で当社が本アドバイザー費用を支出したことは、当社の信用やブランド・イメージ、ひいては、当社の企業価値・株主共同の利益の保護を目的としたものであって、何らの批判を受けるべきことではないと考えております。

また、提案株主は、本株主提案における提案の理由において、当社が2023年3月期において、政策保有株式の縮減を進めるどころか、取引関係の維持・強化を図る名目で政策保有株式を追加取得しており、内部留保の使途として疑問を禁じ得ないとも批判しています。

しかしながら、当社は、取引の維持・強化及び株式の安定等を株式保有目的の基本的な方針としております。また、当社は、資産の効率性を念頭に置いた、保有株式の見直しを適宜行い、必要に応じて取締役会に諮り、中長期的な経済合理性等を

検証し、継続して保有する必要がないと判断した株式の売却を進める等、政策保有株式の縮減に努めており、当社が現在保有している政策保有株式については保有の妥当性があることを確認しております。このように、当社は、提案株主の主張するように無秩序に政策保有株式を増加させているわけではなく、相手方との関係も踏まえた上での総合的判断に基づき政策保有株式を取得ないし売却しているものであるため、提案株主の上記批判は当たらないものと考えています。

なお、提案株主は、本株主提案における提案の理由において、当社子会社である株式会社仲庭時計店（以下「仲庭時計店」といいます。）で発生した不祥事に起因する貸倒損失等の特別損失の計上を余儀なくされる当社において、株主還元指標としてDOEを採用することは理に適しているとも主張しています。かかる主張の意味合いには理解し難い部分がありますが、いづれにせよ、2019年9月に当社が認識した不正事案以降、仲庭時計店において同種事案は発生していないと認識しており、今後、仲庭時計店で発生した不祥事に起因して貸倒損失の計上を余儀なくされるおそれは存在しないと認識しています。にもかかわらず、過去の不祥事の発生を理由に定期的に貸倒損失が発生するかのよう主張する提案株主の提案理由は、誤解を招くものであって不適切です。

当社は、仲庭時計店で発生した不祥事を受けて、当社から仲庭時計店へ管理職人材を派遣した上で、同種又は類似の事案はないか調査も行うとともに、今後の同種事案の発生を防ぐべく内部管理体制の整備等を行い、商品管理体制や梱卸実施方法の強化を図っております。その結果、当該不祥事以降、仲庭時計店において同種事案は発生しておらず、この点でも、提案株主の提案理由は不合理であると考えます。

3. 本株主提案は提案株主が当社の経営支配権を取得する手段の一環としてなされたものであること

上記2. のとおり、提案株主は、当社による本アドバイザー費用の支払いについて、合理的な理由付けをすることもなく痛烈に批判をしているところ、提案株主らが当社経営支配権を取得することを引き続き企図していると合理的に判断されることや、提案株主が当社に対して、当社の全取締役の解任及び提案株主の代表取締役である尾端友成氏ら4名を当社の取締役に選任することを株主総会の目的事項とする臨時株主総会の招集を請求し、その否決からわずか3か月後の当社の第62期定時株主総会でも実質的に同一の内容の株主提案をしたことを踏まえると、提案株主は、剰余金の配当提案に仮託して、当社が必要な本アドバイザー費用を支払うことを困難にし、当社の経営支配権の取得という自らの目的の達成を容易にすることを目的として、本株主提案を行ったものと合理的に認められます。

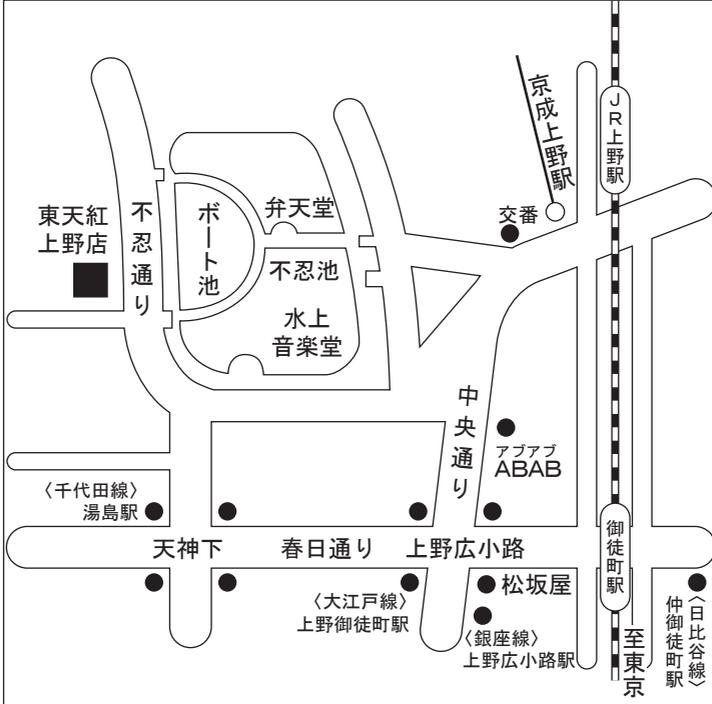
このような個人的な利益の追求を目的とする本株主提案が、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主共同の利益につながる余地がないことは明らかです。

以上の理由により、当社取締役会は、**本議案に反対**いたします。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都台東区池之端一丁目4番1号
 東天紅上野店 6階 ルナホール
 電話 03 (3828) 5111



J	R	上野駅不忍口	徒歩13分
		御徒町駅	徒歩13分
私	鉄	京成線・京成上野駅	徒歩10分
地	下	千代田線・湯島駅 (西日暮里寄出口)	徒歩3分
		銀座線・上野広小路駅	徒歩10分
		大江戸線・上野御徒町駅	徒歩10分
		日比谷線・上野駅又は仲御徒町駅	徒歩13分

お 願 い : 当日は会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますのでお車でのご来場はご遠慮願います。

◎お土産配布の取りやめについて

株主総会にご来場の株主様へのお土産の配布は取りやめております。
 何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

◎当社ウェブサイト <https://www.nagahori.co.jp>